

【公布された条例等のあらまし】

● **職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（条例第一号）**

一 宿泊料の名称を宿泊費に改め、宿泊に要する費用については上限付きの実費支給とし、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費については宿泊手当を設けて定額支給とすることとした。

二 食卓料を廃止することとした。

三 日額旅費の支給対象を改めることとした。

四 航空賃について、公務のため特に必要な座席指定料金及び運賃等に付随する費用を支給対象とすることとした。

五 渡航雑費について、外国旅行に必要なものとして知事が定める費用を支給対象とすることとした。

六 その他所要の整備を行うこととした。

七 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

八 一から六までについて、所要の経過措置を講ずることとした。

● **知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第二号）**

一 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百七十五とすることとした。

二 期末手当について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の百七十二・五とすることとした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二については、令和七年四月一日から施行することとした。

四 一については、令和六年十二月一日から適用することとした。

● **職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例（条例第三号）**

一 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

1 育児を行う職員に時間外勤務をさせないこととする制度の対象となる職員の範囲を、三歳に満たない子がある職員から小学校就学の始期に達するまでの子がある職員に拡大することとした。

2 任命権者は、仕事と介護との両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に関する措置等を講じなければならないこととした。

3 休憩時間を一斉に与えないことができる要件を緩和することとした。

4 職員の申告を考慮した勤務時間の割振りを行えることとした。

二 職員の退職手当に関する条例の一部改正

非常勤職員の退職手当の支給要件に係る勤務日数の算定において、当該職員が一の4に係る規定の適用を受けて勤務した期間については、勤務時間を割り振られ、かつ、勤務した全ての日を勤務日数に含めることとした。

三 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

一の4に係る規定の適用を受けて勤務する職員が育児短時間勤務をする場合の勤務の形態を定めることとした。

四 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

第一号任期付研究員が裁量による勤務をする場合には、一の4に係る規定を適用しないこととした。

五 この条例は、令和七年四月一日（一部については、公布の日）から施行することとした。

六 次に掲げる条例について、一の４に伴う所要の整備を行うこととした。

- 1 職員の給与に関する条例
- 2 徳島県学校職員給与条例
- 3 徳島県地方警察職員の給与に関する条例
- 4 徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例

● **徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第四号）**

一 市町村が処理することとなる次に掲げる法令の事務の範囲及びその事務を処理する市町村を定めることとした。

- 1 農業経営基盤強化促進法
 - 2 農地中間管理事業の推進に関する法律
 - 3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
 - 4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則
- 二 市町村が処理している次に掲げる法令の事務の範囲を改めることとした。

- 1 農地法
- 2 森林法
- 3 都市再開発法施行規則
- 4 都市緑地法

三 次に掲げる法令の事務を処理する市町村の範囲を改めることとした。

- 1 学校教育法
- 2 私立学校法

四 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

五 宅地造成等規制法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

六 その他所要の整備を行うこととした。

七 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、一の１、二の１及び四については、食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

● **一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第五号）**

一 次に掲げる条例について、地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

- 1 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年徳島県条例第四十一号）

- 2 徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例（令和四年徳島県条例第四十五号）

- 3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和六年徳島県条例第五十三号）

4 徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例（令和六年徳島県条例第六十二号）

二 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

● 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第六号）

一 就業促進手当のうち就業手当を廃止することとした。

二 失業者の退職手当に係る暫定措置について、令和九年三月三十一日以前に退職した職員まで対象とすることとした。

三 その他所要の整理を行うこととした。

四 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、三については、公布の日から施行することとした。

● 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例（条例第七号）

一 次に掲げる条例について、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行に伴う所要の整理を行うこととした。

- 1 徳島県吏員恩給条例
- 2 土木施設及び工事取締条例
- 3 徳島県税条例
- 4 職員の給与に関する条例
- 5 徳島県学校職員給与条例
- 6 職員の退職手当に関する条例
- 7 徳島県地方警察職員の給与に関する条例
- 8 金属くず取扱業に関する条例
- 9 徳島県立自然公園条例
- 10 徳島県迷惑行為防止条例
- 11 職員の分限に関する条例
- 12 徳島県青少年健全育成条例
- 13 徳島県自然環境保全条例
- 14 徳島県屋外広告物条例
- 15 徳島県拡声機による暴騒音の規制に関する条例
- 16 河川法施行条例
- 17 徳島県動物の愛護及び管理に関する条例
- 18 砂防法施行条例
- 19 徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例
- 20 徳島県統計調査条例
- 21 徳島県暴力団排除条例
- 22 徳島県ふぐの処理等に関する条例
- 23 徳島県行政不服審査会設置条例
- 24 個人情報保護の保護に関する法律施行条例
- 25 徳島県議会の保有する個人情報保護に関する条例

26 徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例

27 徳島県心身障害者扶養共済制度条例

28 徳島県浄化槽保守点検業者登録条例

29 徳島県生活環境保全条例

30 徳島県薬物の濫用の防止に関する条例

31 障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例

二 刑法等一部改正法等の施行等に伴う所要の経過措置を講ずることとした。

三 その他所要の整理を行うこととした。

四 この条例は、令和七年六月一日から施行することとした。ただし、三については、公布の日から施行することとした。

● **徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部を改正する条例（条例第八号）**

一 阿南工業用水道に係る料金の改定を行うこととした。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

三 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に供給する工業用水に係る料金について適用し、同日前に供給した工業用水に係る料金については、なお従前の例によることとした。

● **徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第九号）**

一 徳島県立中央病院の精神病床の数を減少させることとした。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

● **徳島県税条例の一部を改正する条例（条例第十号）**

一 法人の県民税の法人税割の税率の特例について、その適用期間を令和十三年三月三十一日まで延長することとした。

二 自動車税の減免の申請の際に運転免許証の提示を求める手続について、運転免許証と個人番号カードの一体化の開始に伴う所要の整備を行うこととした。

三 地方税法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

四 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二については令和七年三月二十四日から、三については同年四月一日から施行することとした。

● **住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（条例第十一号）**

一 本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務として新たに設けられた準法定事務と条例における独自利用事務との重複について、所要の整備を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

● **行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第十二号）**

一 個人番号を利用することができる事務として新たに設けられた準法定事務と条例における独自利用事務との重複について、所要の整備を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

● **徳島県環境影響評価条例の一部を改正する条例（条例第十三号）**

一 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

● **徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例**（条例第十四号）

一 土砂等の埋立て等に係る災害の防止に関する規定について、本県における宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定に伴う所要の改正を行うこととした。

二 排水水の規制基準について、六価クロム化合物及びトリクロロエチレンの許容限度を改めることとした。

三 汚水等の要件及び排水水の規制基準に係る水の汚染状態を示す項目について所要の整備を行うこととした。

四 その他所要の整備を行うこととした。

五 この条例は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、四の一部については公布の日から、二及び三並びに六の一部については令和七年四月一日から施行することとした。

六 一及び二の一部について、所要の経過措置を講ずることとした。

● **とくしまこども未来会議設置条例の一部を改正する条例**（条例第十五号）

一 とくしまこども未来会議（以下「会議」という。）は、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法の規定による調査審議事項を所掌することとした。

二 会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができることとした。

三 会議は、その定めるところにより、部会の決議をもって会議の決議とすることができることとした。

四 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、五の1の一部については、同年十二月一日から施行することとした。

五 次に掲げる条例について、所要の改正を行うこととした。

1 徳島県青少年健全育成条例

2 徳島県社会福祉審議会設置条例

3 徳島県子どもはぐくみ条例

● **徳島県青少年健全育成条例及び徳島県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例の一部を改正する条例**（条例第十六号）

一 次に掲げる条例について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

1 徳島県青少年健全育成条例

2 徳島県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例

二 この条例は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

● 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例（条例第十七号）

- 一 一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めることとした。
- 二 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

● 徳島県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例（条例第十八号）

- 一 医師修学資金の返還の債務を免除する要件を緩和することとした。
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 三 一については、令和六年三月一日以後に大学を卒業した者に係る医師修学資金について適用し、同日前に大学を卒業した者に係る医師修学資金については、なお従前の例によることとした。

● 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例（条例第十九号）

- 一 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について、就労選択支援の創設に伴う所要の整備を行うこととした。
- 二 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

● 徳島県手話言語条例（条例第二十号）

一 目的

この条例は、手話が言語であるとの認識の下、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民、事業者及びろう者等の役割を明らかにするとともに、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって手話を使用して意思疎通を行う権利が尊重され、ろう者とうる者以外の者との相互に理解し、尊重し合いながら安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とするものとした。

二 基本理念

手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定めるものとした。

三 県の責務並びに県民、事業者及びろう者等の役割

手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する県の責務並びに県民、事業者及びろう者等の役割を定めるものとした。

四 徳島県障がい者施策基本計画

県は、徳島県障がい者施策基本計画において、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策について定めるものとするものとした。

五 手話を学ぶ機会の確保

1 県は、県民の手話を学ぶ機会の確保を図るため、市町村、ろう者等その他の関係者と連携して必要な施策を講ずるよう努めるものとするものとした。

2 県は、県の職員に対し、手話を学ぶ機会を確保するものとするものとした。

六 学校における手話の普及

1 県は、ろう者である幼児、児童、生徒又は学生（以下「ろう児等」という。）が通学する学校の教職員が手話に関する知識及び技能を向上させるために必要な施策

を講ずるよう努めるものとした。

2 県は、ろう児等が学校生活を送る上で必要となる手話に関する支援のために必要な施策を講ずるよう努めるものとした。

3 県は、学校における手話の普及に関する取組を促進するため、学校に対し、必要な支援を行うものとするものとした。

七 事業者への支援

県は、手話の使用に配慮したサービスの提供及び手話を使用しやすい職場環境の整備に関する取組を行う事業者に対し、必要な支援を行うものとするものとした。

八 その他

その他所要の規定を設けるものとした。

九 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

● 徳島県新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金条例の一部を改正する条例（条例第二十一号）

一 徳島県新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金に処分の特例を設けることとした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● 徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第二十二号）

一 宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく次に掲げる事務に係る手数料を定めることとした。

1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可及び工事の計画の変更の許可の申請に対する審査

2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る中間検査

3 土石の堆積に関する工事の許可及び工事の計画の変更の許可の申請に対する審査

二 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則の規定に基づく宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合していることを証する書面の交付の申請に対する審査に係る手数料を定めることとした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

● 徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十三号）

一 徳島県腕山放牧場の利用を制限する期間を令和十年三月三十一日まで延長することとした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● 徳島県農林水産業未来創造基金条例の一部を改正する条例（条例第二十四号）

一 題名を「徳島県農林水産業未来投資基金条例」に改めることとした。

二 徳島県農林水産業未来投資基金について、人口の減少に伴う農林水産業者の減少、気候の変動その他の農林水産業をめぐる情勢の変化に対応し、良質な農林水産物が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、県民一人一人がこれを手でできる状態を確保するため、意欲ある農林水産業者が行うその経営の強化につながる取組を支援することにより、農林水産業の生産力を増進し、もって未来に承継することができる農林水

産業を実現する事業に要する経費に充てることとした。

三 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

● **徳島県漁港管理条例の一部を改正する条例**（条例第二十五号）

一 知事は、地方自治法の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に県が管理する漁港施設のうち椿泊漁港に新設する荷さばき所（以下「指定管理漁港施設」という。）の管理を行わせるものとする事とした。

二 指定管理者は、次の業務を行うものとする事とした。

1 指定管理漁港施設の運営に関する業務（指定管理漁港施設の管理に関する業務と一体として行うものに限る。）

2 指定管理漁港施設の施設等の維持管理（知事が指定する補修等を除く。）に関する業務

3 四の利用の許可に関する業務

4 六の利用料金に関する業務

5 その他指定管理漁港施設の管理に関し知事が必要と認める業務

三 指定管理漁港施設の供用しない日及び供用時間を定めることとした。

四 指定管理漁港施設の一部の施設（以下「利用施設」という。）を利用しようとする者は、指定管理者の許可（以下「利用の許可」という。）を受けなければならないこととした。

五 利用の許可の制限、利用の許可の取消し等及び指定管理漁港施設への立入りの禁止等について所要の規定を設けることとした。

六 利用の許可を受けた者は、利用施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならないこととした。

七 利用料金の額の定め方等について定めることとした。

八 その他所要の整備を行うこととした。

九 この条例は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において規則で定める日（一部については、公布の日）から施行することとした。

● **徳島県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例**（条例第二十六号）

一 宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく次に掲げる事務に係る手数料を定めることとした。

1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可及び工事の計画の変更の許可の申請に対する審査

2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る中間検査

3 土石の堆積に関する工事の許可及び工事の計画の変更の許可の申請に対する審査

二 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料について所要の改正を行うこととした。

三 低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る手数料について所要の改正を行うこととした。

四 建築物のエネルギー消費性能に係る認定に係る手数料を廃止することとした。

五 建築基準法の規定に基づく確認の申請に対する審査に係る手数料等について所要の

改正を行うこととした。

六 建築士事務所の登録に係る手数料について所要の改正を行うこととした。

七 建築士事務所の変更の届出に伴う登録に係る手数料を定めることとした。

八 宅地建物取引業の免許の申請に対する審査等の手数料について所要の改正を行うこととした。

九 その他所要の改正を行うこととした。

十 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、一については公布の日から、五の一部、六及び七については同年七月一日から施行することとした。

● **徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例（条例第二十七号）**

一 県立学校の職員の定数を二千五百三十九人に、県費負担教職員の定数を四千七百二十九人に改めることとした。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

● **徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第二十八号）**

一 入学若しくは進級、転学又は編入学により高等学校又は中等教育学校の後期課程に在学することとなった日の属する月に納付する授業料は、当該月の翌月の末日までに納付しなければならないこととした。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

● **旅館業法施行細則の一部を改正する規則（規則第十三号）**

一 旅館業許可申請書等の様式について、旅館業法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 その他所要の整理を行うこととした。

三 この規則は、令和七年六月一日から施行することとした。ただし、二については、公布の日から施行することとした。

● **特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第十四号）**

一 新たに設置される徳島県教育職員免許状再授与審査会委員等の報酬及び費用弁償の額を定めることとした。

二 国民健康・栄養調査員の報酬の額を改定することとした。

三 徳島県病院調整監等の廃止に伴う所要の改正を行うこととした。

四 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。

● **徳島県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（規則第十五号）**

一 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。

● **徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第十六号）**

一 証紙による収入の方法によらないことができる場合を追加することとした。

二 徳島県農林水産関係手数料条例及び徳島県県土整備関係手数料条例の規定に基づく次に掲げる手数料について、証紙により徴収することとした。

1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料

- 2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画変更の許可申請手数料
 - 3 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る中間検査手数料
 - 4 土石の堆積に関する工事の許可申請手数料
 - 5 土石の堆積に関する工事の計画変更の許可申請手数料
- 三 徳島県農林水産関係手数料条例の規定に基づく宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合していることを証する書面の交付申請手数料について、証紙により徴収することとした。
- 四 徳島県土整備関係手数料条例の一部改正等に伴う所要の整理を行うこととした。
- 五 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、二及び三については、公布の日から施行することとした。